

# 【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成 20 年 11 月 20 日 (木) 18:30~21:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 1 部会 第 12 回会議	場所	越谷市役所第二庁舎 5 階 研修室 1・2
件名 議題	○協議事項 (1) 地域環境について (2) 住民投票について (3) 市民、コミュニティについて		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	<b>出席委員</b> 田部井部会長、小川副部会長、伊藤委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、山口委員、渡邊委員、櫻井（慶）会長（10名） <b>欠席委員</b> 越野委員（1名） <b>事務局</b> 中山企画課副主幹、鈴木同主事（2名） 支援者：特定非営利活動法人越谷NPOセンター（1名） 傍聴者 0名		
内 容	別紙 主な意見による		
<p>●合意・決定事項等</p> <p><b>地域環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 1（前回の検討を反映させた改案）について検討し、資料 3 のとおり用語の修正をおこない、第 1 部会の素案が決定した。</li> </ul> <p><b>住民投票</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 5（前回の検討を反映させた改案）について検討し、資料 7 のとおり用語の修正をおこない、第 1 部会の素案が決定した。</li> </ul> <p><b>市民、コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 8, 9, 10 をもとに検討をすすめた。</li> <li>地域コミュニティと市民活動団体の条文について、1 つ目に地域コミュニティ、2 つ目に市民活動団体、3 つ目に地域コミュニティと市民活動団体の連携について書くこととした。</li> <li>市民の責務について、資料 9〈条文〉Ⅱ③, ④を削除し、資料 8 3②にある、地域における責務を入れる。</li> <li>今回の討議を踏まえ、田部井部会長が修正案を作成してくることとなった。</li> </ul>			

## ●主な意見

### ○地域環境 資料1

- ・章のタイトルを「豊かな地域環境の創造」としたほうがよい。
- ・1条の「楽しみながら」を、「楽しく」に変更したほうがよい。
- ・資料2 22条のように、主語を取り出して最初に「市民、行政及び議会は、協働して次に掲げる項目を推進するものとします」と記載するのはどうか。
- ・文章内に、「生活する」と「暮らす」の2種類がある。「暮らす」は、住んでいるというイメージがあるが、「生活する」ならば、通勤・通学する人も含まれる感じがする。→2条1項を「暮らせる」から「生活していける」に変更し、単語を「生活」に統一した。
- ・2条第2項の人間関係とは、福祉や教育、自治会などが全て含まれていることである。
- ・2条3項の語尾は、「心豊かな環境づくりに努めます」となっているが、他の文章は語尾が「まちづくりをすすめます」となっている。→「心豊かなまちづくりをすすめます」に変更。
- ・2条4項「産業の発展と地域環境の調和」とあるが、地域環境という言葉には、産業も含まれているのではないか。
- ・2条4項の文章は、「産業が発展していく」とことと、「その産業が置かれている地域の環境」を調和していくことを意味している。

### ○住民投票 資料5

- ・「重要政策の決定」という言葉がなくても、住民投票は重要なものだけしかできないはずなので、無くてもいいのではないか。
- ・住民投票がむやみに行わないように、「重要政策の決定」という文言はあってもよいと思う。
- ・1条2項の「住民」とは、地方自治法では「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」となっている。住民投票についても同じにしてよいのではないか。→「住民」を「有権者」に変更。
- ・骨子案の検討段階では、案件ごとに投票できる年齢を変えられるよう、その都度別途定める住民投票条例に、年齢を入れることとしたが、18歳は働いて税金を払っている人も多い。投票できる年齢（18歳以上）を、あえて自治基本条例の中に示すことで、通常の国政選挙では投票できない18歳、19歳が投票できることを示したい。

### ○市民、コミュニティ

#### 条文全体について

- ・市民、コミュニティの定義と、目的や役割を書き分ける必要がある。
- ・市民の権利や責務のほうに、多くの市民が、地域コミュニティや市民活動団体で活動してほしいという思いをこめた内容も書くべきだと思う。

#### 市民活動団体の定義

- ・資料9<定義>③「福祉、教育、スポーツ、文化等」のように書いてしまうと、必ず漏れる団体が出てしまう。資料8 1③のように「自主的に参加し、活動する団体」のようにしたほうがよい。
- ・資料9<定義>③の「地縁にとらわれず」よりも、資料8定義③のように「地縁をこえた」のほうがよい。

#### 市民の権利

- ・資料8 2①「(参加しなくても不利益な扱いは受けません)」は、条文ではなく、解説などに入れるべきだ。
- ・資料8 2①、②は、市政における権利と地域における権利に分かれていて、分かりやすい。

#### 市民の責務

- ・資料9Ⅱ②「積極的にまちづくりに参加し、自治を推進する」という文言はよい。
- ・資料9Ⅱ④について、子どもの権利をⅠ④で積極的に尊重しているのに、責務の項目で子どもを保護対象のような文言を入れてしまうと、権利のトーンが下がってしまうのでは。
- ・資料9Ⅱは語尾が全て「責務があります」となっているが、この責務の強さはどの程度にするか。

## 市民活動団体

- ・資料9 IV②「各団体の交流やネットワーク化」とあるが、ある程度ネットワーク化はできていると思うので、市民団体をもっと育成するような文言を入れるべきだ。
- ・交流、ネットワークはとても大事だと思うが、市ができることはそれだけではないと思う。
- ・資料10 第2条(3)に資金的援助という文言があるが、全部の市民活動団体に対して資金的援助をすることは実際には難しいのではないか。
- ・市民活動団体の条文は「市は、各団体の活動を支援するため適切な施策を講じるものとします。」とする。

## 地域コミュニティと市民活動団体

- ・地域コミュニティと市民活動団体が連携するような文言も必要なのではないか。
- ・地域コミュニティと市民活動団体を一つの条で書くのはどうか。
- ・越谷のコミュニティをどういうふうにしたいのかビジョンを書くべきだ。